

仙台市立病院自動販売機設置者募集要項

この要項は、仙台市立病院内に設置する自動販売機の設置事業者を公募選定する手続きについて、必要な事項を定める。

1 設置場所

仙台市太白区あすと長町1丁目1番1号 仙台市立病院内
別紙「自動販売機設置仕様一覧」と「位置図」を参照のこと。

2 設置台数

計18台

3 設置形態

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項及び仙台市市立病院会計規程（平成元年仙台市病院規程第18号）第123条の規定に基づき、行政財産目的外使用許可による設置とする。

4 設置期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

ただし、業務内容に支障がない場合は、設置条件を変更しないことを前提として更に1年間許可の更新を行うものとし、その後も同様とする。この場合の設置期間は令和8年3月31日までの最大3年とする。

前記にかかわらず、仙台市立病院は仙台市立病院行政財産目的外使用許可等に関する要領により、当該使用許可を取り消し又は変更することができる。また、仙台市立病院は当該使用許可の取り消しによって生じた損害を一切補償しない。

なお、既納の使用料は還付しない。

5 応募資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 個人の場合は仙台市に住所を、法人の場合は仙台市内に本店又は支店・営業所を有し、市税及び仙台市立病院の行政財産目的外使用許可に係る使用料の滞納がないこと。
- (3) 自動販売機の設置業務について3年以上の実績を有し、商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を自己の責任において行う者であること。
- (4) 次の資本的（親子）関係にある系列会社の応募は系列内で1社とする。
 - ①親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ）と子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ）の関係にある場合
 - ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体との関係を有していないこと。

6 選定方法等

仙台市立病院にとって最も有利な条件で確実に履行すると認められる者を選定する。

(1) 複数台の組み合わせによる申込区分ごとの見積合わせの方法で行い、仙台市立病院が設定する予定使用料率以上で、売上金額に係る使用料率（見積率）の一番高い事業者を選定する。同率の場合はくじ引きにより決定する。

また、見積書の提出は1者最大3か所（3区分）までとする。

(2) 参加申込受付の期間に下記8（1）の提出書類を仙台市立病院にご提出ください。審査のうえ、1月27日（金）までに審査結果をご連絡いたします。

参加承諾後下記7（3）の期間内までに見積書をご提出ください。

7 手続き日程

※入庁の際は1階防災センターにて入館許可証の交付を受けて下さい。

(1) 現場説明会

日 時 令和5年1月17日（火）14時00分から

場 所 仙台市立病院3階研修医実習室

(2) 参加申込受付

期 間 令和5年1月23日（月）～26日（木）

時 間 午前8時30分から正午、午後1時から午後5時まで

場 所 仙台市立病院経営管理部財産管理課契約管財係（本院3階）

(3) 見積書の提出期限

期 間 令和5年1月31日（火）

時 間 15時まで

場 所 仙台市立病院経営管理部財産管理課契約管財係（本院3階）

(4) 見積書の開札

見積書提出期限経過後、速やかに開札する。

8 参加申込

参加申込受付の期間に下記書類を提出し、仙台市立病院の承諾を得ること。

(1) 提出書類

提出書類	法人	個人
①自動販売機設置申込書	○	○
②誓約書	○	○
③住民票の写し		○
④商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○	
⑤市税の滞納がないことの証明書	○	○
⑥資本関係に関する届出書	○	

※③、④、⑤については、いずれも発行後3か月以内の原本とする。

(2) 提出方法

仙台市立病院に持参すること。

9 見積書の提出

見積書の提出期限は、令和5年1月31日（火）15時までとする。

(1) 提出書類

仙台市立病院自動販売機設置見積書（申込区分ごとに提出すること。ただし、最大3か所までとする。）

(2) 提出方法

仙台市立病院経営管理部財産管理課契約管財係に持参すること。

※ 申込区分ごとに封筒に入れて提出すること。

10 設置条件等

(1) 自動販売機本体

①飲料自動販売機とする。ただし、酒類及びその類似品を販売する事はできない。また、販売品は多品種、多品目により構成するよう努めること。

②販売機本体の大きさについては、原則として物件ごとに記載した寸法程度のものとする。

③販売機本体のデザインは公序良俗に反しないものとする。

④躯体に負担のかからない方法で転倒防止対策を施すこと。

⑤災害対応型については、災害発生時に仙台市立病院が飲料の提供を必要と判断した場合に、自動販売機内の全ての飲料を無償で提供できる機能を有するものとする。

(2) 電気料の実費負担

①電気料は自動販売機設置者の実費負担とし、電気使用量を計る子メーターを自動販売機設置者の負担で設置すること。

②自動販売機設置者は、設置した子メーターの電気使用量に全体の平均電気料単価を乗じて得た額を仙台市立病院が発行する納入通知書により支払うものとする。

(3) 仙台市立病院の改装等に伴い、許可期間内に設置場所が変更する場合の費用は、設置事業者の負担とする。

(4) 使用料の支払い等

①自動販売機の毎月の売上金額に、決定した「売上金額に係る使用料率」を乗じた使用料（別途消費税を加算した金額）を納めること。

②支払いについては仙台市立病院が発行する納入通知書により、納期限までに納付すること。

③毎月の売上金額を報告するに当たっては、自動販売機から出力される売上に関するデータを添付すること。

(5) 販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを原則として自動販売機横に設置し、責任を持って回収すること。

(6) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。

11 設置業者の決定

令和5年1月31日（火）に見積の開札を実施し、決定した事業者に連絡する。

また、参加（申込）が無かった申込区分については、再度見積合わせを行い事業者を決定する。ただし、既に決定した申込区分が3か所に達している事業者に関しては、見積合わせに参加することができない。

12 各書類提出及び問い合わせ先

〒982-8502 仙台市太白区あすと長町1丁目1番1号

仙台市立病院経営管理部財産管理課契約管財係 電話：022-308-7111